

岩手県スポーツ推進委員協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、岩手県スポーツ推進委員協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、岩手県内のスポーツ推進委員の連絡協調を図り、県民のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会の事業は、次のとおりとする。

- (1) 講習会、研修会の開催及び派遣
- (2) 国、県、市町村及び関係団体との連絡協調、情報交換
- (3) 協議会内の連絡協調及び情報交換
- (4) その他協議会の目的達成のために必要な事項

(組 織)

第4条 本会は、岩手県各市町村のスポーツ推進委員等をもって組織する。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 5名
- (3) 常任幹事 若干名
- (4) 代表幹事 市町村スポーツ推進委員等が組織する協議会（以下市町村協議会という。）に1名
- (5) 監 事 2名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、常任幹事の中から総会において選出する。
- (2) 常任幹事は各地区のスポーツ推進委員等が組織する協議会で、代表幹事は市町村協議会で選出するものとする。
- (3) 監事は、スポーツ推進委員等の中から1名、関係行政機関の職員のうちから1名を総会において選出する。
- (4) 本会に顧問をおくことができる。顧問は、総会の議を経て会長が委嘱することができる。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の指定する順位によりその職務を代理する。
- (3) 常任幹事は常任幹事会を構成し、本会の業務の執行を決定する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。
- (5) 顧問は、会長の諮問に応ずる。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合の補欠役員における任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第9条 本会は第3条の事業を推進するために委員会を置くことができる。

- 2 委員はスポーツ推進委員等の中から会長が任命する。
- 3 委員会には委員長及び副委員長を各1名置く。

(会議の種類)

第10条 本会の会議は、総会、常任幹事会及び役員会とする。

(総会)

第11条 総会は、会長が年1回以上招集し、代表幹事の出席者をもって重要事項を審議決定する。

- 2 総会の議長は、その総会の出席者の中から選出する。
- 3 総会は、代表幹事の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。
- 4 総会の議事は、出席した代表幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、総会に出席して意見を述べることができる。

(常任幹事会)

第12条 常任幹事会は、会長が必要に応じて随時招集し、常任幹事の出席者をもって、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

- 2 常任幹事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 監事は、常任幹事会に出席して意見を述べることができる。

(役員会)

第13条 役員会は、会長が必要に応じて随時招集し、会長及び副会長の出席者をもって、常任幹事会に提出する事項を検討する。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、負担金、補助金、寄付金及びその他収入をもって充てる。

- 2 会費の額は、総会で決定する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第16条 本会の庶務、会計を処理するため、事務局を岩手県教育委員会事務局スポーツ健康課に置く。

2 事務局長及び事務局員は、会長が委嘱する。

(補 足)

第17条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が総会に諮って定める。

附 則

本規約は、昭和56年5月12日から施行し、昭和56年度の事業から適用する。

附 則

本規約は、平成2年11月6日から施行し、平成3年度の事業から適用する。

(規約一部改正)

附 則

本規約は、平成9年5月8日から施行し、平成9年度の事業から適用する。

(規約一部改正)

附 則

本規約は、平成10年5月7日から施行し、平成10年度の事業から適用する。

(規約一部改正)

附 則

本規約は、平成21年5月8日から施行し、平成21年度の事業から適用する。

(規約一部改正)

附 則

本規約は、平成23年5月13日から施行し、平成23年度の事業から適用する。

(規約一部改正)

附 則

本規約は、平成23年9月30日から施行し、平成23年度の事業から適用する。

(規約一部改正)

附 則

本規約は、平成27年5月20日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

(規約一部改正)

附 則

本規約は、平成28年5月18日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

(規約一部改正)